

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号

同 26 年第 101 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 4 7 3 名

被告 東京電力株式会社

準 備 書 面 (2 4)

原告ら作成準備書面 90 について

平成 2 7 年 4 月 3 0 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 丈 介

介



同

土 屋 賢 司

司



同

小 谷 健 太 郎

郎



同

川 見 唯 史

史



被告は、原告ら作成に係る2014（平成27）年4月10日付け準備書面90（以下、単に「準備書面90」という。）に対し、次のとおり主張を準備する。

- 1 被告は、準備書面90に対する認否・反論をするにあたって、御庁作成の平成27年4月22日付「ご連絡」と題する書面（以下「本件ご連絡書面」という。）第1、1記載の「故郷喪失慰謝料、故郷変質慰謝料及び避難慰謝料の相互関係等」の各積明事項と同様の積明を原告らに求める必要があると思料している。

したがって、本件ご連絡書面第1、1に記載されている「故郷喪失慰謝料、故郷変質慰謝料及び避難慰謝料の相互関係等」の各積明事項に対する原告らの回答がなされない限り、被告においても準備書面90に対する実質的な認否・反論ができないことから、被告は、本件ご連絡書面の各積明事項に対する原告らの回答を待つて、改めて準備書面90に対して認否・反論をする予定である。

- 2 なお、原告らは、準備書面90において、帰還拒否の権利、故郷の変質・変容による精神的損害及び避難慰謝料の賠償の終期に関して主張を補充しており、「現時点におけるこれ以上の主張の応酬と整理が、原告本人尋問を実施するための前提条件になるものではない」旨主張している。

しかしながら、本件ご連絡書面の冒頭で裁判所からも指摘されているとおり、本件ご連絡書面の積明事項について、原告らから具体的な回答がなされ、当該回答を踏まえて被告が認否反論し、争点が顕在化した上で、原告本人尋問実施の可否が判断されるべきである。

以上